

# 会 議 録

## 1 会議名

平成27年度第7回上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

## 2 議題（全て公開）

- (1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）
- (2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）
- (3) 特定個人情報保護評価について（諮問）
- (4) その他

## 3 開催日時

平成28年3月28日（月） 午後3時00分から午後4時45分まで

## 4 開催場所

上越市ガス水道局 402会議室

## 5 傍聴人の数

0人

## 6 非公開の理由

—

## 7 出席した者の氏名（敬称略）

- ・ 委 員：大森康正（会長）、竹山貞子（副会長）、池田明、梅澤圓了、齋藤久美子、高橋邦夫、高柳智子、原野聖子
- ・ 事務局：総務管理課 松崎副課長、大友係長、小菅係長、西山主事  
健康づくり推進課 長嶺保健師長  
学校教育課 須藤指導主事

## 8 発言の内容（要旨）

議題(1) 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

### 【大森会長】

諮問案件の「1 上越市定住促進奨学金貸付事業」について事務局に説明を求める。

### 【西山主事】

資料4ページ及び5ページの「上越市定住促進奨学金貸付事業（企画政策課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の下承を得る。続いて「2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料6ページ及び7ページの「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する業務（建築住宅課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「3 上越市就労促進家賃補助金に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料8ページから13ページまでの「上越市就労促進家賃補助金業務（産業振興課）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「4 風力発電施設2号機及び3号機高圧架空電線路周辺枝処理に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料14ページから17ページまでの「風力発電施設2号機及び3号機高圧架空電線路周辺枝処理業務（環境保全課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「5 上越市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料18ページ及び19ページの「上越市骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付業務（健康づくり推進課）【業務登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「6 越後高田町家三昧運営に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料20ページから23ページまでの「越後高田町家三昧運営業務（文化振興課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【竹山副会長】

平成28年度から当分の間、越後高田町屋三昧世話人会の事務局を文化振興課が担うとあるが、当分の間とはどれぐらいの期間か。

【大友係長】

3年から5年を目途に見直しを行うこととしている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「7 港湾振興専門員に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料24ページから27ページまでの「港湾振興専門員業務（産業立地課）【業務登録】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「8 引取者のない死体の火葬に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料28ページから33ページまでの「引取者のない死体の火葬業務（健康づくり推進課）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「9 市民活動団体等支援に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料34ページから39ページまでの「市民活動団体等支援業務（共生まちづくり課）【業務登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「10 若竹寮に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料40ページから45ページまでの「指定管理者の指定に関する施設 若竹寮（若竹寮）【指定管理者登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【高柳委員】

40ページ及び41ページの業務は養育する児童の個人情報、42ページから45ページまでの業務は指定管理者の職員の個人情報を収集する業務と捉えてよいか。

【大友係長】

そのとおりである。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「11 公営住宅管理に関する業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料46ページから51ページまでの「公営住宅管理業務（建築住宅課）【業務登録変更】」ほか1件について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「12 図書館資料の賠償に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料52ページ及び53ページの「図書館資料の賠償に関する業務（社会教育課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「13 植栽等ボランティア事業」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料54ページ及び55ページの「植栽等ボランティア事業（都市整備課）【業務登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったもので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続

いて「14 国民健康保険税納税相談業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料56ページから58ページまでの「国民健康保険税納税相談業務（国保年金課）【目的外利用登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【竹山副会長】

どのぐらいの期間の保険税を滞納すると短期被保険者証の交付になるのか。

【大友係長】

保険証は、8月に交付するので、その時点で納税状況を確認し、短期被保険者証等の交付の判定を行うこととしている。短期被保険者証は、直前の1年間の納付状況を勘案し、交付している。資格証は、短期被保険者証の交付がある方で、引き続き保険税の納付がない方や相談のない方に交付している。

【齋藤委員】

短期被保険者証を交付されている世帯は、どれくらいか。

【大友係長】

交付状況は、短期被保険者証は450世帯、資格証は200世帯に交付している。資格証の交付がある世帯で、相談があった世帯には短期被保険者証を交付している。

【梅澤委員】

受診された時に、保険証をお持ちでないということで、病院から資格証を交付してもらうよう案内されることもあるとのことである。

【齋藤委員】

市民の健康を守ることと滞納の解消と両立させていかなければならない。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「15 補助金等の支給に関する業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料60ページ及び61ページの「個人住民税賦課業務（税務課）【目的外利用登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

【梅澤委員】

この施設以外の当市又は市外の母子生活支援施設に係る個人情報業務登録等は、適切にされているか。

【西山主事】

外部提供の登録等は、適切にされている。

【大森会長】

他に質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「16 納税者管理業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料62ページ及び63ページの「納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の上承を得る。続いて「17 納税者管理業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料64ページ及び65ページの「納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「18 納税者管理業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料66ページ及び67ページの「納税者管理業務（収納課）【目的外利用登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「19 固定資産税・都市計画税賦課業務」について事務局に説明を求める。

【大友係長】

資料68ページ及び69ページの「固定資産税・都市計画税賦課業務（税務課）【目的外利用登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「20 南三世代交流プラザ管理業務」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料70ページ及び71ページの「南三世代交流プラザ管理業務（こども課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「21 斎場火葬等業務委託」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料72ページ及び73ページの「斎場火葬等業務委託（健康づくり推進課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

【高柳委員】

個人情報の項目の「死亡」とは、死亡した年月日や死因のことを指すのか。

【西山主事】

死亡した事実を含め、死亡した年月日等を収集する。

【高柳委員】

死亡に関する個人情報一式を収集するのであれば、その個人情報ごとに記載したほうがよいのではないか。

【竹山副会長】

私もそのように記載したほうがよいと考える。

【大森会長】

個人情報の項目は、既定の名称を用いている。

【西山主事】

会長の御指摘のとおり、個人情報の項目は、一定程度類型化した凡例を用い、複数の個人情報を一つの項目に含めて用いる場合もある。しかし、あまりに多くの個人情報を一つの項目に含めるとどのような個人情報を収集しているのか明確ではなくなるということもあるため、この個人情報の項目の取扱いについては、検討事項とさせていただきます。

事務局に一任いただきたい。

**【大森会長】**

他に質疑を求めるがなかったので、収集する個人情報の項目中「死亡」については、事務局で個人情報の項目に含まれる内容を精査し、必要と認めるときは、修正することのほかは諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「22 各種がん、結核等検診及び検査結果集計・調査に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【大友係長】**

資料74ページから81ページまでの「各種がん、結核等検診及び検査結果集計・調査業務（健康づくり推進課、国保年金課）【業務登録変更】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「23 団体内統合利用番号連携サーバー保守管理業務」について事務局に説明を求める。

**【西山主事】**

資料82ページ及び83ページの「団体内統合利用番号連携サーバー保守管理業務（総務管理課）【業務委託登録】」について、資料に沿って説明を行う。

**【大森会長】**

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。続いて「24 学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学（就園）事務及び管理指導等に関する業務」について事務局に説明を求める。

**【大友係長】**

資料83-2ページから83-9ページまでの「学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う幼児・児童・生徒に関する就学（就園）事務及び管理指導業務（学校教育課）【外部提供登録】」ほか2件について、資料に沿って説明を行う。

**【高柳委員】**

氏名や住所等の個人情報は、生活習慣病の研究のデータとしては不要であり、匿名化して提供すれば十分なので、外部提供する必要はないと考える。

**【大友係長】**

市で匿名化してデータを提供する場合は、個人情報ではないという整理になるが、匿名化する作業は、外部提供の相手側である大学で行うこととし、氏名等の個人情報は、研究対象者の経年データの蓄積のために用いることとしている。

**【高柳委員】**

そうであれば、本人の同意を得ることはしっかりと行う必要があり、どのような形で本人の同意を得るのか、研究途中で研究の対象から外れたいと思う方もいらっしゃると思われるのでその場合にどうするのかを整理しておく必要があると考える。

**【須藤指導主事】**

今年度までの児童生徒の同意を得ることは、不可能である。来年度から検査を実施する児童生徒に対し、調査の内容を示し、外部提供の同意を得ることとしたいと考えている。

**【高柳委員】**

自己のこういった個人情報に大学に提供されるのか本人及び家族にしっかりと御理解いただくことが重要であり、口頭で同意を得るのか、文書で同意を得るのかといった同意を得る方法は、どうするのか教えてほしい。

また、研究は次年度以降も続いていく性質のものであり、研究途中で研究の対象から外れたいと思う方もいらっしゃると思われるのでその場合の対応はどうするのか。

**【須藤指導主事】**

外部提供の同意を得る方法は、文書で行うこととしている。

**【長嶺保健師長】**

阿賀野市も同様の調査を実施している。阿賀野市における保護者に対する調査説明書では、同意の撤回についても文書で行うよう明記してあるが、当市でも同様に行いたいと考えている。

**【高柳委員】**

調査データの匿名化に関し、市で個人情報を匿名化し、大学に提供することが倫理的であると考えます。

**【長嶺保健師長】**

大学からデータの提供方法は、市側で匿名化する方法と大学側で匿名化する方法と2通りできると説明を受けてはいるが、研究は、経年の生活習慣の変化を追跡することを目的としており、データの突合せを正確に行うためにも匿名化せずに提供を受けたいということが大学側の意向である。

**【高柳委員】**

大変だとは思いますが、市で匿名化をしたデータと個人の情報を突き合わせるデータをしっかりと管理しておけばよい。情報の漏えいのリスクを考えてもらいたい。

**【長嶺保健師長】**

個人情報のうち住所に関し、上越市は市域も広く、地域的な生活習慣の特徴を保健指導に反映すべく、外部提供するというところで大学と話を進めているところである。

**【高柳委員】**

研究結果のフィードバックが本人に対してあるのであれば住所も必要かと思うが、高田地区といった地域でよいのかそれとも番地などの細かい住所まで必要なのか考えてもらいたい。

**【長嶺保健師長】**

生活習慣病対策を若年期から生涯を通じて行っていくという市の方針があり、研究成果を児童や保護者にフィードバックしていくこととしているので、そこにこの研究の意義があると感じている。

**【高柳委員】**

研究結果のフィードバックをしっかりと行うことが大切である。長期間に渡る研究で、その間漫然と個人情報の提供が行われる状態が継続することはいかなるものかと考える。また、同意を得る方法も考えてもらいたい。例えば、児童の時に保護者が同意をしたが、成人して自分の意思で判断したいと思う人もいると思う。

**【梅澤委員】**

研究自体に対して意見があるのではなく、市で個人情報の匿名化をせず、個人情報をそのまま外部提供を行うことに違和感がある。

市で個人情報の匿名化をし、提供をしたほうがよいと思う。

【大森会長】

平成28年度から検査結果の提供を行うのか。

【須藤指導主事】

そうである。

【大森会長】

検査の開始時期はいつか。

【須藤指導主事】

学校によって異なるが、早くて4月中旬である。

【大森会長】

検査後でも外部提供の同意を得ることができるわけである。

【大友係長】

外部提供は、6月を予定している。外部提供の是非や匿名化等についてご指摘をいただいたところである。外部提供の整理が答申をいただく程度には至ってないと考えてるので、再検討し、6月に再度諮問させていただきたいと考えるがどうか。

【梅澤委員】

一度個人情報情報を外部に提供してしまえば、市で管理することができなくなってしまう。しっかりと検討していただきたい。

【大友係長】

血液検査は、4月から実施するので、提供する個人情報で想定される最大限のものを説明し、保護者の同意を得る手続を進めさせていただきたい。

【高柳委員】

血液検査と外部提供とは別である。検査は適切に実施してほしい。

【高橋委員】

市と大学との共同研究であり、市の獲得目標が何であるのか、そのために提供する個人情報とはどのようなものなのかを整理すべきではないか。今回の諮問内容では、個人情報を大学側に漫然と外部提供しているかのような印象を受ける。

【大森会長】

この案件は、次回再審議とする。その際に具体的に同意を得る方法について示すこと。また、提供する個人情報についても具体的な範囲を示すこと。

【大友係長】

整理をした上で次回の審議会でお諮りしたい。また、委員におかれてもお気づきの点があれば事務局にご連絡いただきたい。

## 議題(2) 個人情報取扱業務等の登録について（報告）

【大森会長】

報告案件の「1 指定管理者の指定に関する施設」について事務局に説明を求める。

【西山主事】

資料86ページから89ページまでの「安塚雪だるま高原ほか6件（観光振興課）及びくわどり湯ったり村、ヨーデル金谷、ゆったりの家（農村振興課）【指定管理者登録変更】」について、資料に沿って説明を行う。

【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、報告どおり了承することで委員全員の了承を得る。



### 議題(3) 特定個人情報保護評価について（諮問）

#### 【大森会長】

諮問案件の「1 上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務（私立幼稚園）」及び「2 上越市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付等に関する事務（公立幼稚園）」について事務局に説明を求める。

#### 【小菅係長】

特定個人情報保護評価書（案）に基づき説明を行う。

#### 【大森会長】

質疑を求めるがなかったので、諮問どおり答申することで委員全員の了承を得る。

### 議題(4) その他

#### 【大森会長】

事務局から連絡事項等はあるか。

#### 【松崎副課長】

連絡事項は、3点ある。1点目は、市の組織改編についてである。登録済みの業務の課等名の変更は、事務局に一任いただきたい。2点目は、全庁的な諮問漏れの点検結果についてである。件数が多いことから事務局の整理が十分にできず、今回の諮問案件とはしなかった。次回の審議会で審議いただくため整理を進めているところである。3点目は次回の審議会の日程についてである。6月開催を予定しているところであり、日程調整について御協力等をお願いしたい。

#### 【大森会長】

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

## 9 問合せ先

総務管理部総務管理課文書法務係

TEL：025-526-5111（内線 1436、1437）

E-mail：soumukanri@city.joetsu.lg.jp

## 10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。